

AFP認定研修を受講される方へ

=== 2024年6月～2025年3月入学版パンフレット用 ===

2024/5/7

A F P 認定研修に関するご案内です。

【受講前に必ずお読み下さい】

■ AFP認定研修の概要 ■

AFP認定研修とは、NPO法人日本ファイナンシャルプランナーズ協会（以下、日本FP協会）の認定教育機関^{★1}において、所定の教育基準をもとに実施される研修であり、所定の受講期間内に研修を修了^{★2}することにより、「2級FP技能検定の受検資格」の取得、「AFP資格^{★3}の認定要件の1つ」を満たすことができます。

★1 資格の大原は、日本FP協会の認定教育機関の指定を受けています。

★2 AFP認定研修は、「提案書」を作成・提出し、その内容が一定水準以上の点数を得ることにより修了となります。

★3 AFP資格は、「AFP認定研修の修了」、「2級FP技能検定（兼AFP資格審査試験）の合格」の後、日本FP協会への会員登録をすることにより取得できます。

■ 個人情報の変更が生じた場合 ■

AFP認定研修を受講するにあたっては、「氏名」「性別」「生年月日」などの個人情報を日本FP協会に登録させていただきます。

なお、個人情報の変更が生じた場合には、下記メールアドレスまで必要事項をご記入の上、ご連絡ください。

【メールアドレス】 fp3-qa@mail.o-hara.ac.jp（すべて半角）

【件名】AFP受講者データ変更届

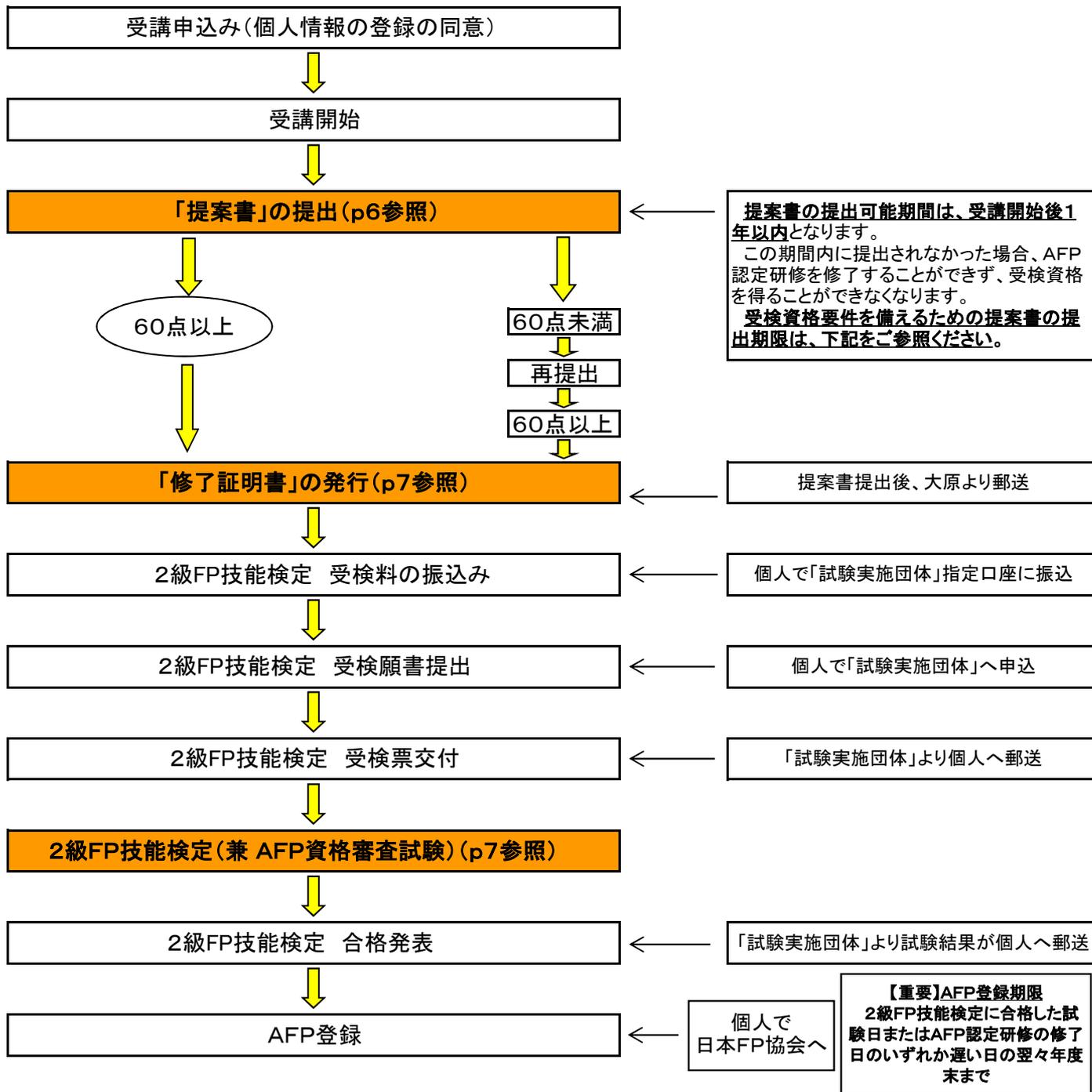
【本文】次の必要事項をみれなく記入してください。

- ・氏名
- ・受講登録番号（大原メンバーカード番号など）
- ・通学または受講申込校（通信の方は「通信」と入力）
- ・変更内容（「変更前」と「変更後」をお知らせください）

■ 各コースのご案内 ■

- ・パススルFP（2級）……………（p2）
- ・（3級から学ぶ）2級（AFP）合格コース、初歩からの2級（AFP）合格コース……（p3）
- ・公認会計士・税理士登録者向け AFP認定コース……………（p4）
- ・2級FP技能士合格者向け AFP登録コース……………（p5）

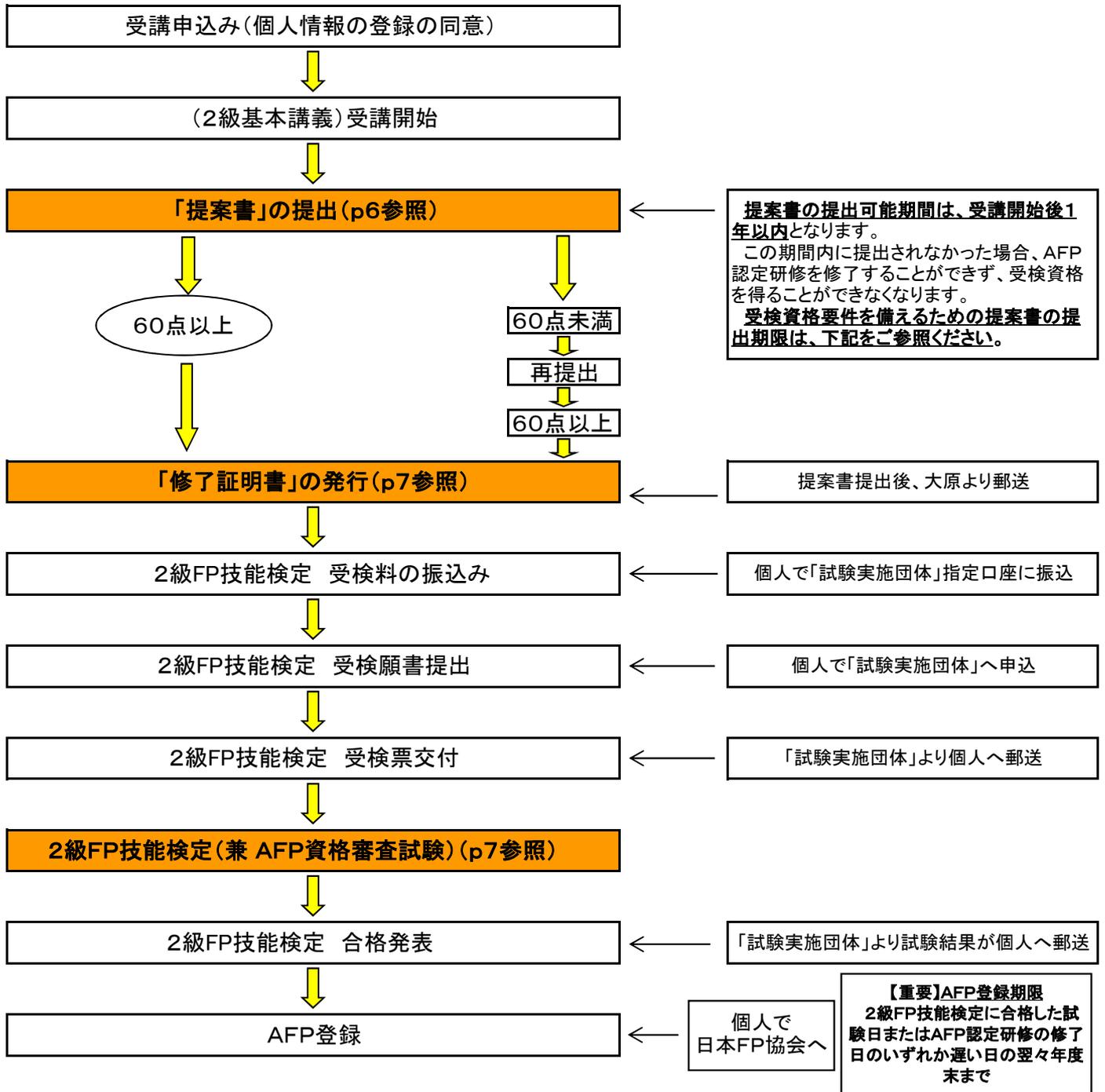
■ パススルFP(2級) ■ ～受講申し込みからAFP登録まで～



【重要】2級FP技能検定の受検資格要件を備えるための提案書の提出期限

【2025年 1月受検】のための提出期限: 2024年11月1日(金)(18時必着)
【2025年 5月受検】のための提出期限: 2025年3月1日(火)(18時必着)

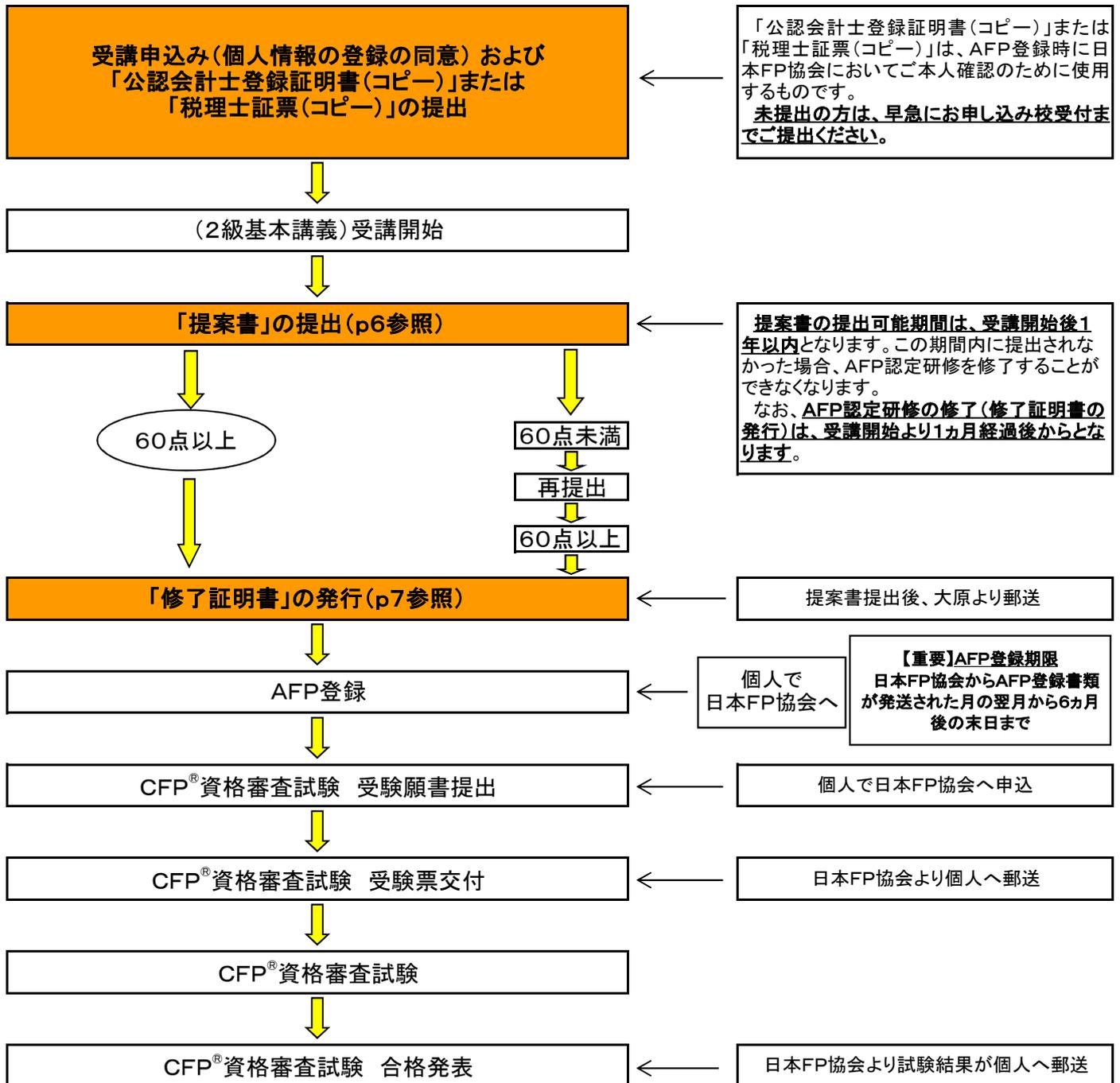
■ (3級から学ぶ)2級(AFP)合格コース、初歩からの2級(AFP)合格コース ■
 ～受講申し込みからAFP登録まで～



【重要】2級FP技能検定の受検資格要件を備えるための提案書の提出期限

- 【2024年 9月受検】のための提出期限: 2024年7月1日(月)(18時必着)
- 【2025年 1月受検】のための提出期限: 2024年11月1日(金)(18時必着)
- 【2025年 5月受検】のための提出期限: 2025年3月1日(火)(18時必着)

■ 公認会計士・税理士登録者向け AFP認定コース ■ ～受講申し込みからCFP®資格審査試験受験まで～

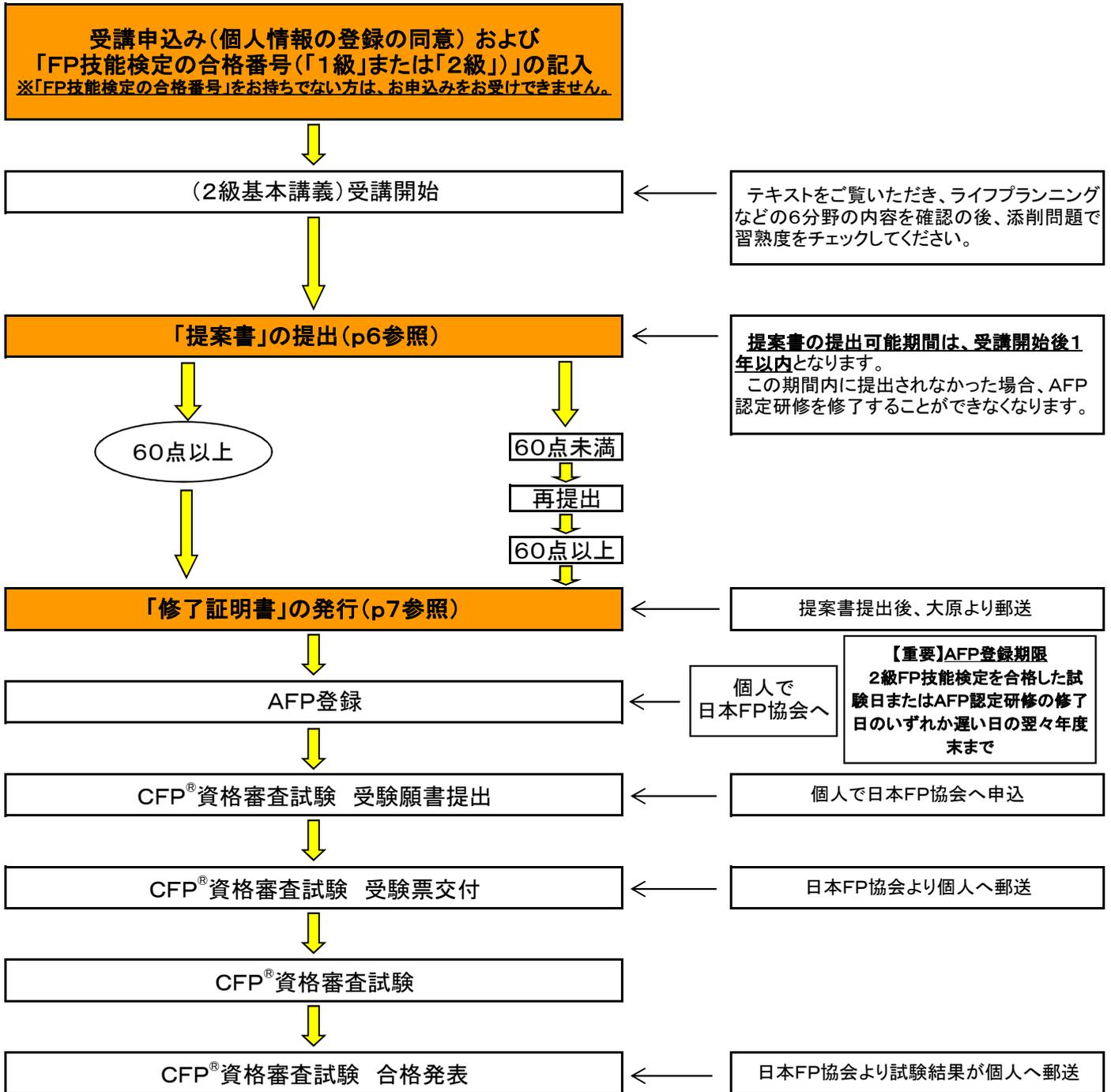


【重要】CFP®資格審査試験をお考えの方へ

CFP®資格審査試験をお考えの方は、次のとおり、所定の期日までに受講を開始し、AFP認定研修を修了(提案書の合格)する点にご留意ください。

CFP®資格審査試験	AFP認定研修の修了
2024年11月受験	2024年7月末まで
2025年6月受験	2025年2月末まで

■ 2級FP技能士合格者向け AFP登録コース ■ ～受講申し込みからCFP®資格審査試験受験まで～



【重要】CFP®資格審査試験をお考えの方へ

CFP®資格審査試験をお考えの方は、次のとおり、所定の期日までに受講を開始し、AFP認定研修を修了(提案書の合格)する点にご留意ください。

CFP®資格審査試験	AFP認定研修の修了
2024年11月受験	2024年8月末まで
2025年6月受験	2025年3月末まで

■ 提案書の提出 ■

AFP認定研修を修了するためには、「提案書」を作成・提出し、合格しなければなりません。
 提案書に合格した場合、「修了証明書」を発行いたします。
 「修了証明書」は、AFP認定研修を修了したことを証明するものであり、①2級FP技能検定の受検資格要件を満たすため、②2級FP技能検定合格後にAFP登録するために必要な書類です。

課題	「提案書」テキストに記載された、課題に従って作成してください。
形式	書式・サイズは自由です。(手書きでも可)
提出方法	<p>未着防止のため簡易書留による郵送、または宅配便による送付(受講生様負担)</p> <p>水道橋校FP講座にて「受領印」を必要としない送付方法(普通郵便、メール便など)によって未着事故が生じた場合、当校は責任を負いません。</p> <p>なお、各校受付窓口への持参、宅配便着払いの送付の場合は受理致しかねますので予めご了承ください。</p>

<宛先>

〒101-8352
 東京都千代田区西神田1-3-4-1階
 大原簿記学校 ファイナンシャル・プランナー講座 提案書係 宛

提出期限	<p>■ パススルFP(2級) ■</p> <p>【2級FP技能検定の受検資格要件を備えるための提案書の提出期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年 1月受検のための提出期限: 2024年11月1日(金)(18時必着) ・2025年 5月受検のための提出期限: 2025年3月1日(火)(18時必着)
	<p>■ (3級から学ぶ)2級(AFP)合格コース、初歩からの2級(AFP)合格コース ■</p> <p>【2級FP技能検定の受検資格要件を備えるための提案書の提出期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年 9月受検のための提出期限: 2024年7月1日(月)(18時必着) ・2025年 1月受検のための提出期限: 2024年11月1日(金)(18時必着) ・2025年 5月受検のための提出期限: 2025年3月1日(火)(18時必着)
	<p>【上記の提出期限を経過した場合の提出期限】</p> <p>上記の提出期限を経過してから「提案書」を提出される場合(提案書の提出可能期間は、受講開始後1年以内)は、FP講座職員室(fp3-qa@mail.o-hara.ac.jp (すべて半角))まで、連絡してください。</p>
	<p>■ AFP認定コース、AFP登録コース ■</p> <p>提案書の提出は、受講開始から1年以内は可能です。 この期間内に提出されなかった場合、AFP認定研修を修了することができなくなります。</p>

合格基準	<p>60点以上(100点満点)で合格です。</p> <p>60点に満たない場合は、到着後、2週間程度で当方より連絡いたします。</p> <p>その際は、修正後の提案書一式の再提出が必要になります。</p> <p>なお、合格点に達している場合には、特に連絡はいたしません。</p>
------	--

注意事項	<p>提案書は必ずコピーをとり、提出後も保管するようにしてください。</p> <p>「提案書」に合格し、AFP認定研修を修了した場合、2級FP技能検定の受検資格を得ることになりますが、この受検資格に有効期限はなく、生涯において有効です。</p>
------	--

■ 「受検願書」と「修了証明書」 ■

受検願書の入手方法	受検願書につきましては、下記の試験実施団体(「日本FP協会」、「金融財政事情研究会」)のホームページをご確認ください。 【日本FP協会のHP】 http://www.jafp.or.jp/ 【金融財政事情研究会のHP】 http://www.kinzai.or.jp/
修了証明書の発行	■ パススルFP(2級) ■ <ul style="list-style-type: none"> ● 受検資格要件を備えるための提案書の提出期限までに提出し、合格された方 <ul style="list-style-type: none"> → 2025年 1月受検:2024年11月1日までの受領分(2024年11月中に発送) → 2025年 5月受検:2025年3月1日までの受領分(2025年3月中に発送)
	■ (3級から学ぶ)2級(AFP)合格コース、初歩からの2級(AFP)合格コース ■ <ul style="list-style-type: none"> ● 受検資格要件を備えるための提案書の提出期限までに提出し、合格された方 <ul style="list-style-type: none"> → 2024年 9月受検:2024年7月1日までの受領分(2024年7月中に発送) → 2025年 1月受検:2024年11月1日までの受領分(2024年11月中に発送) → 2025年 5月受検:2025年3月1日までの受領分(2025年3月中に発送)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外の方 <ul style="list-style-type: none"> → 受領日の属する月の翌月10日までに発送
	■ AFP認定コース、AFP登録コース ■ <ul style="list-style-type: none"> ● AFP認定コース: 提案書を提出し、合格された方(受講開始から1ヵ月が経過後) ● AFP登録コース: 提案書を提出し、合格された方 <ul style="list-style-type: none"> → 受領日の属する月の翌月10日までに発送
	【ご注意】 「修了証明書」の発行後に、日本FP協会へ「修了者データ」を提出いたしますので、「修了証明書」の取得と、日本FP協会での修了者登録にはタイムラグが生じます。あらかじめ、ご了承ください。 詳細は、FP講座職員室(fp3-qa@mail.o-hara.ac.jp (すべて半角))まで、お問い合わせください。

■ 2級FP技能検定(兼 AFP資格審査試験) ■

2級FP技能検定(兼 AFP資格審査試験)の詳細は、試験実施団体(「日本FP協会」、「金融財政事情研究会」)のホームページをご確認ください。 【日本FP協会のHP】 http://www.jafp.or.jp/ 【金融財政事情研究会のHP】 http://www.kinzai.or.jp/	
試験日・出願期間の目安	【1月受検】(試験日の目安)1月下旬 (出願期間の目安)11月中旬より 【5月受検】(試験日の目安)5月下旬 (出願期間の目安)3月中旬より 【9月受検】(試験日の目安)9月上旬 (出願期間の目安)7月上旬より 【ご注意】 上記は、あくまでも目安となりますので、必ず、「試験実施団体のHP」などでご確認ください。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 「受検願書」 ※インターネット受検申請をご利用される方は、「受検願書」は不要です。 ● 「修了証明書」 ※AFP認定研修修了要件で受検する方は、13桁の受講者番号が必要です。
AFP認定コースの方へ	AFP認定コースを受講の方は、AFP認定条件の「2級FP技能検定合格」が免除されているため、AFP登録のために2級FP技能検定を受検する必要はありません。 ただし、「2級FP技能士」を取得する場合は、2級FP技能検定を受検し合格する必要があります。

■ FP資格の概要 ■

AFP資格審査		CFP® 資格審査試験
認定条件	<p>AFPに登録するためには、次の①～③のすべてを満たす必要があります。</p> <p>①AFP認定研修の修了(修了証明書) ②2級FP技能検定の合格(合格証書) ③登録手続き(入会金10,000円、年会費12,000円※) ※ 一定の条件を満たす学生には、入会金免除・初年度年会費の半額免除などの特例がある。</p> <p>【AFP登録期限】 詳細は、p2～p5を参照。</p>	

<1級学科試験の免除>
CFP®資格審査試験合格者
→合格した試験合格日の翌々年度末まで
CFP®認定者
→無期限

3級FP技能検定	
実施月	1月(金財と日本FP協会が同日実施) 5月(金財と日本FP協会が同日実施) 9月(金財と日本FP協会が同日実施)
受検資格	どなたでも受検できます。
学科試験	①ライフプランニングと資金計画 ②リスク管理 ③金融資産運用 ④タックスプランニング ⑤不動産 ⑥相続・事業承継 の各ジャンルから出題。
実技試験	次のいずれかのコースを選択し受検。 「資産設計提案業務」(1月、5月、9月) 「個人資産相談業務」(1月、5月、9月) 「保険顧客資産相談業務」(1月、5月、9月)

2級FP技能検定	
実施月	1月(金財と日本FP協会が同日実施) 5月(金財と日本FP協会が同日実施) 9月(金財と日本FP協会が同日実施)
受検資格	次のいずれかの要件に該当すること。 ・FP業務に関し2年以上の実務経験を有する者 ・3級FP技能検定の合格者 ・日本FP協会の認定するAFP認定研修を修了した者
学科試験	①ライフプランニングと資金計画 ②リスク管理 ③金融資産運用 ④タックスプランニング ⑤不動産 ⑥相続・事業承継 の各ジャンルから出題。
実技試験	次のいずれかのコースを選択し受検。 「資産設計提案業務」(1月、5月、9月) 「個人資産相談業務」(1月、5月、9月) 「中小事業主資産相談業務」(1月、9月) 「損保顧客資産相談業務」(9月) 「生保顧客資産相談業務」(1月、5月、9月)

1級FP技能検定

注1: 大原の実技試験対策は、「資産設計提案業務」、「個人資産相談業務」、「保険顧客資産相談業務」に対応しています。

注1: 大原の実技試験対策は、「資産設計提案業務」、「個人資産相談業務」、「生保顧客資産相談業務」に対応しています。

注2: 大原の2級の講義は、AFP認定研修として認定されています。
AFP認定研修を修了することにより、2級FP技能検定の受検資格要件を満たすこととなり、さらに、2級FP技能検定合格後、AFP登録が可能となります。